

# 平成29年度保健事業変更のお知らせ

共済組合で実施している保健事業につきまして、平成29年度より次の保健事業の見直しを行っています。

## 宿泊施設利用助成について

◆全国の市町村（都市・指定都市）職員共済組合が保有する宿泊施設の利用助成金額を1人1泊3,000円に引き上げました。

対象宿泊施設につきましては、共済組合ホームページ（[協定宿泊施設一覧](#)）をご確認ください。

◆被扶養者の年齢制限の撤廃

被扶養者の利用促進を図るため、被扶養者の年齢制限を廃止しました。

なお、利用（宿泊）料金が助成金額に満たない場合は、助成対象外となりますのでご注意ください。

## 禁煙サポート事業への助成について

◆禁煙外来への助成

医療機関にて健康保険適用の禁煙外来を受診した場合、10,000円を助成します。（当該年度内において1回）

〈助成対象者〉

組合員（任意継続組合員を除く。）及び被扶養者

※禁煙治療を5回受け、禁煙を達成した方が助成対象となります。

〈申込方法〉

「禁煙外来助成金請求書」に5回分の領収書（原本）及び「禁煙成功証明書」を添付のうえ、各所属所の共済事務担当課に提出してください。

なお、「禁煙外来助成金請求書」及び「禁煙成功証明書」は共済組合ホームページから[ダウンロード](#)できます。

〈助成対象外となる場合〉

- ・平成29年4月1日より前に治療を開始している場合
- ・治療を途中でやめた場合

## 30歳～40歳を対象としたライフプランセミナーの開催

ライフプランづくりのサポートを目的として、30歳～40歳を対象としたライフプランセミナーを開催します。